

岩手県告示第 316 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 平泉巖美溪線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字沖野々215 番 1 地先内	新	m	m
		19.8	21.7
一関市巖美町字沖野々215 番 1 地先から字滝ノ上 304 番 1 地先まで	旧	37.0~16.0	280.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 氏子橋夕顔瀬線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市前九年二丁目 60 番 2 地先から 62 番 2 地先まで	新	m	m
		24.3~16.0	55.0
	旧	24.3~18.0	55.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 吉里吉里釜石線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大●町小●第 31 地割字大須賀 29 番 21 地先から第 28 地割字間渡 169 番 1 地先まで	新	A m	m
		23.0~12.4	421.5
	旧	A	421.5
		30.0~12.8	421.5
	B	408.0	
	C	479.0	
		12.8~5.5	408.0
		18.4~7.0	479.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 釜石地方振興局土木部
 イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東山薄衣線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市東山町松川字滝の沢 229 番 12 地先から字三室平 339 番 1 地先まで	新	m 17.6~8.6	m 137.4
	旧	15.0~6.8	137.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで